

○竹原市乳幼児等医療費支給条例

昭和48年10月1日条例第62号

改正

昭和49年10月1日条例第36号
昭和51年10月12日条例第29号
昭和60年2月1日条例第8号
平成4年10月1日条例第31号
平成6年9月22日条例第28号
平成7年3月27日条例第21号
平成7年6月28日条例第32号
平成8年9月30日条例第25号
平成10年7月1日条例第13号
平成12年12月25日条例第24号
平成13年6月29日条例第18号
平成14年6月28日条例第20号
平成14年9月30日条例第29号
平成16年6月24日条例第21号
平成18年9月26日条例第25号
平成19年12月21日条例第21号
平成21年3月23日条例第4号
平成22年3月24日条例第8号
平成26年12月22日条例第26号

竹原市乳幼児等医療費支給条例

(総則)

第1条 市は、乳幼児等の疾病の早期発見と治療を促進し、もって乳幼児等の健やかな育成を図るため、この条例の定めるところにより、乳幼児等の医療に要する費用の一部を乳幼児等を養育している者に支給する。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「乳幼児等」とは、出生の日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) 「社会保険各法」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）をいう。

(3) 「乳幼児等を養育している者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 乳幼児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

イ 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない乳幼児等を監護し、かつ、その生計を維持する者

2 前項第3号アの場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である乳幼児等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該乳幼児等は、当該父又は母のうちいずれか当該乳幼児等の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 この条例にいう「父」には、母が、乳幼児等を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

(受給資格者)

第3条 この条例により医療費の給付を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、竹原市の区域内に住所を有する乳幼児等（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2に規定する病院等への入院等により、竹原市を転出するものを含む。）を養育している者で、当該乳幼児等が国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者を除く。）であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、国民健康保険法第116条の2に規定する病院等への入院等により、竹原市に住所を有することとなつた者は対象としない。

(所得制限)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、乳幼児等が出生した日又はそれぞれ1歳から12歳に達する日の属する年において、乳幼児等を養育している者の前年の所得（1月1日から6月1日までの間に出生した場合にあつては、前々年の所得）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその者の扶養親族等でない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、受給資格者としな^い。ただし、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害を受けるなど乳幼児等を養育している者に特別な事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(受給資格の認定)

第4条 乳幼児等医療費の支給を受けようとする者は、あらかじめ受給資格につき市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により認定したときは、当該受給資格者（以下「受給者」という。）に対して乳幼児等医療費受給者証を交付するものとする。

(給付の額)

第5条 乳幼児等医療費の給付は、乳幼児等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（国民健康保険法又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときに行うものとし、その満たない額から次の各号に定める額を控除した額を給付する。

(1) 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合には、国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付相当額

(2) 入院時食事療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費の給付に関する食事療養標準負担額に相当する額

(3) 次条の規定による一部負担金相当額

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法に規定する療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(一部負担金)

第6条 受給者は、乳幼児等が健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）から医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下同じ。）ごとに1日につき500円（国民健康保険法若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が500円に満たない場合は、当該満たない額。第3項において同じ。）を一部負担金として支払うものとする。ただし、乳幼児等が保険医療機関において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。

2 受給者は、同一の月に同一の保険医療機関等において前項の一部負担金の支払を、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する回数行つたときは、前項の規定にかかわらず、その月のその後の期間内に当該保険医療機関等において医療を受ける際、前項の一部負担金を支払うことを要しない。

(1) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合
14回

(2) 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合 4回

3 受給者は、乳幼児等が柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師（以下「施術所」という。）から施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき500円を一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月に同一の施術所において一部負担金の支払を4回行つたとき

は、その月のその後の期間内に当該施術所から施術を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。

(支給の方法)

第7条 乳幼児等医療費の支給は、受給者の請求に基づいて行う。

2 前項の規定にかかわらず、保険医療機関等から医療又は指定訪問看護を受けた場合には、市は、乳幼児等医療費として受給者に支給すべき額の限度において、受給者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を受給者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、受給者に対し、乳幼児等医療費の支給があつたものとみなす。

(乳幼児等医療費の支給の制限等)

第8条 市長は、受給者が乳幼児等の疾病又は負傷に関し、損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらの給付のうち乳幼児等医療費支給額に相当する給付があると認められるときは、その額の限度において乳幼児等医療費支給額の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した乳幼児等医療費支給額に相当する金額を返還させることができる。

(受給権の担保等の禁止)

第9条 乳幼児等医療費の支給を受ける権利は、譲渡し又は担保に供してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則 (昭和49年10月1日条例第36号)

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則 (昭和51年10月12日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則 (昭和60年2月1日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則 (平成4年10月1日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(受給資格に関する経過措置)

2 この条例の施行前に受給資格を有する者は、なお従前の例による。

附 則 (平成6年9月22日条例第28号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月27日条例第21号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年6月28日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成7年6月分からの乳児の医療に関する給付から適用する。

附 則 (平成8年9月30日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

(受給資格に関する経過措置)

2 この条例による改正後の竹原市乳児医療費支給条例(以下「新条例」という。)第3条の2の規定は、平成8年10月1日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る受給資格の認定について適用し、施行日前の申請に係る受給資格の認定については、なお従前の例による。

3 施行日において現に受給資格の認定を受けている者で新条例第3条の2の規定に該当するもの及び施行日前に受給資格の認定を申請し、前項の規定により認定を受けた者で新条例第3条の2の規定に該当するものについては、養育している乳児が零歳児の場合にあっては当該乳児が零歳児の間、養育している乳児が1歳児の場合にあっては当該乳児が1歳児の間、受給資格を有するものとする。

附 則 (平成10年7月1日条例第13号)

この条例は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第24号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。（後略）

附 則（平成13年6月29日条例第18号）

この条例は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成14年6月28日条例第20号）

この条例は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日条例第29号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年6月24日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の竹原市乳幼児医療費支給条例第5条及び第6条の規定は、平成16年10月1日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る乳幼児医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月26日条例第25号）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の（中略）竹原市乳幼児医療費支給条例（中略）による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月21日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の竹原市乳幼児等医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月23日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の竹原市乳幼児等医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月24日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の竹原市乳幼児等医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月22日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の竹原市乳幼児等医療費支給条例第3条の2の規定は、施行の日以後の申請に係る受給資格の認定について適用し、同日前の申請に係る受給資格の認定については、なお従前の例による。

○竹原市乳幼児等医療費支給条例施行規則
昭和48年10月1日規則第37号

改正

昭和60年2月1日規則第5号
平成4年10月1日規則第18号
平成7年3月31日規則第28号
平成8年9月30日規則第41号
平成10年1月30日規則第1号
平成10年6月17日規則第15号
平成10年7月30日規則第19号
平成11年6月17日規則第20号
平成13年6月29日規則第20号
平成14年6月28日規則第25号
平成16年7月23日規則第24号
平成18年3月31日規則第7号
平成18年5月22日規則第22号
平成21年5月25日規則第18号
平成27年12月28日規則第21号
平成28年3月31日規則第16号

竹原市乳幼児等医療費支給条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、竹原市乳幼児等医療費支給条例（昭和48年条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるものとする。

(条例第3条の2第1項に規定する規則で定める額)

第2条の2 条例第3条の2第1項に規定する規則で定める額は、次の額とする。

(1) 条例第3条の2第1項に規定する扶養親族等及び児童がないときは、532万円

(2) 条例第3条の2第1項に規定する扶養親族等及び児童があるときは、前号の額に当該扶養親族等及び児童一人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき44万円）を加算した額

(条例第3条の2第2項に規定する所得の範囲)

第2条の3 条例第3条の2第2項に規定する所得の範囲は、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条に規定する所得とする。

(条例第3条の2第2項に規定する所得の計算方法)

第2条の4 条例第3条の2第2項に規定する所得の計算方法は、児童手当法施行令第3条第1項及び第2項の規定の例による。

(認定申請等)

第3条 条例第4条の規定により、受給資格の認定を受けようとする者は、受給者資格認定申請書・更新申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。ただし、市長が、添付書類により証明すべき事実関係を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(1) 乳幼児等が国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であることを証する書類

(2) 条例第3条の2第1項各号に規定する所得の状況を証明する書類

(3) その他市長が必要と認めた書類

(登録及び受給者証)

第4条 市長は条例第4条の規定により、受給資格があると認定したときは、当該受給者の登録を行い、乳幼児等医療費受給者証（別記様式第2号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

(更新申請書等)

第5条 受給者は、養育している乳幼児について、当該乳幼児が満1歳から満6歳までのそれぞれの年齢に達する日の属する月の末日から1月以内に、受給者資格認定申請書・更新申請書(別記様式第1号)に第3条各号に規定する書類(同条ただし書の規定により省略できる書類を除く。)を添えて、更新の申請をしなければならない。ただし、市長が受給資格を公簿等によつて確認することができるときは、この限りでない。

(乳幼児等医療費の請求)

第6条 条例第7条第1項の規定による乳幼児等医療費の請求は、乳幼児等医療費支給申請書(別記様式第3号)により行わなければならない。

2 条例第7条第2項の規定により、保険医療機関等が、市に対して同項の乳幼児等医療費の支給額を請求しようとするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類によるものとする。

(1) 保険医療機関等(指定訪問看護事業者を除く。)が請求する場合 福祉医療費請求書(別記様式第4号)

(2) 指定訪問看護事業者が請求する場合 福祉医療費請求書(訪問看護療養費)(別記様式第4号の2)

(支給額の決定)

第7条 市長は、受給者から前条の規定による請求があり支給額が決定したときは、乳幼児等医療費支給決定通知書(別記様式第5号)により、その支払額等を当該受給者に通知する。

(受給資格の喪失及び返還)

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 乳幼児等が死亡したとき又は生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けたとき。

(2) 乳幼児等の住所地が、竹原市の区域内でなくなつたとき。

(3) 受給者が、乳幼児等を養育する者でなくなつたとき。

(4) 受給者たる資格を定める期間を経過したとき。

2 受給者は、前項の規定に該当するときは、速やかに乳幼児等医療費受給者資格喪失届(別記様式第6号)を市長に提出するとともに、受給者証を市長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに乳幼児等医療費受給者証記載事項変更届(別記様式第7号)に受給者証を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 受給者証の記載事項に変更を生じたとき。

(2) 乳幼児等の社会保険各法に基づく被扶養者又は国民健康保険法の被保険者たる資格に変更があつたとき。

(受給者証の再交付申請等)

第10条 受給者は、受給者証を棄損し、又は亡失したことにより、受給者証の再交付を受けようとするときは、乳幼児等医療費受給者証再交付申請書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行する。

附 則(昭和60年2月1日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則(平成4年10月1日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月31日規則第28号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年9月30日規則第41号)

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則(平成10年1月30日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成9年9月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成9年9月1日前行われたこの規則による改正前の医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成10年6月17日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成10年6月分からの乳児の医療に関する給付から適用する。

附 則（平成10年7月30日規則第19号）

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成11年6月17日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成11年6月分からの乳幼児の医療に関する給付から適用する。

附 則（平成13年6月29日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成13年6月分からの乳幼児の医療に関する給付から適用する。ただし、改正後の第5条の規定は、平成13年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成14年6月28日規則第25号）

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成16年7月23日規則第24号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第7号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月22日規則第22号）

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成21年5月25日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第21号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第16号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記

様式第1号（第3条・第5条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第4号の2（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第10条関係）